

No. 33 リンクス 2002年9月

アジアの労働者をつなぐ

アジア太平洋労働者連帯会議 (APWSL) 日本委員会 機関誌 (季刊) 定価 400 円
発行所 東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付
電話 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544 Eメール apwsl.jp@jca.apc.org URL http://www.jca.apc.org/apwsl.jp/

第13回日本委員会総会

新たなつながりの模索と予感

7月13.14日、APWSL日本委員会の第13回総会が大阪で開催されました。ゲストには新しい東アジア調整委員になった台湾のチェン・ポエイさんとJCA-NETの安田幸弘さんをお呼びしました。総会では関東からの調整委員に稲垣豊さんが選出され、バンコク総会でも見られた若い活動家の登場が日本でも始まりつつあることを感じさせてくれる総会となりました。

以下、三つの報告をつないで日本委員会総会報告特集とします。

三回目の関西開催の総会

丹羽 通晴 (共同調整委員)

関西開催の総会は、大きく2つのパターンがあった。ひとつは合宿方式で、APW

SL および日本委員会の活動や展望をみっちり議論するタイプ。いまひとつは初日はオープン企画の講演会などを開催し、2日目に総会議事にする方式。前々回(98年)



右から安田、チェン、稲垣

は前者、前回(00年)は後者、そして今回はまた前者のパターンになったのである。オープン企画は人寄せが目的で、それでAPWSL活動への参加を拡大したいとい

う目論見がある。それが予想通りうまくいったかどうかは別にして、新しくいろいろと企画を考えるのは大変ではあるが楽しいし、勉強にはなる。

今回のオープン企画は「レイバーネット」で、レイバーネット側の関西オルグ企画に便乗したかたちで講師派遣をお願いし

た。もうひとつの「目玉」は今年1月のAPWSLバンコク総会で新しく東アジア調整委員に就任した台湾のチェンさんを招聘したこと。彼にはレイバーネットの講演のあとに台湾労働運動の現状について話してもらい、交流会では自作の労働歌も披露してもらった。

総会議事

ということで総会は、2日目の7月14日に大阪教育合同の組合事務所で開催。議長は山原さん。冒頭は地域報告で、関東からは渡邊さんがセミナーなどの活動報告をし、関西からは馬谷さんがNGO諸団体との関係を中心に紹介、さらに今回は福岡から川口さんが参加してくれて、地元での活動内容を報告した。なお、静岡の望月さんは前日の交流会でポルト・アレグレの世界民衆フォーラムへの参加をスライド紹介したので、ここでの報告はパス。

続く国際的な争議支援・連帯活動についての報告では、遠野さんがフィリピン・トヨタ争議の現状、山崎さんが国労闘争団のILO（ジュネーブ）要請行動についての報告をした。さらに、『リンクス』、『英文ニュース』、『APWSL TODAY』にホームページについての報告と議論があり、財政報告として決算と予算が行われた。

東アジア交流

今回のメイン議題は東アジア交流計画だったから、時間を多めにとって議論した。事前に山崎さんとチェンさんとで打ち合わせをして計画案も作成され、APWSLコーディネーターのアントンにも送付されている。2003年夏に台湾で民営化問題をテーマに開催し、4泊の日程で各国3人派遣とすると予算は約5000米ドル。うち4000ドルをAPWSL会計から、1000ドルを各国委員会で負担するというもの。資金提供機関提出用ということで、練った計画案ではなく、さらに後述するがAPWSL会計の目処が立たないという問題はあるが、少

なくとも予算規模は参考になるだろう。また、チェンさんからは、今秋頃に“労働法”をテーマにしたシンポジウム開催という、台北産業総工会の要望も伝えられた。それらを含めて論議した結果、とまかくも来年の東アジア交流の実現を目標にすること、チェンさんを中心にして韓国や香港のメンバーにも打診することを決めた。テーマについても今後の課題だが、とくにチェンさんからは台湾の労働組合の現状からすると民営化問題はちょっと重すぎるという指摘もあった。

国際書記局会議報告

ところで、総会前の6月29日付で調整委員アントン・マルカスから書記局議事録という文書が送付されてきた。そこにはAPWSLが財政的に危機的状況にあること（残金が1万1500ドルしかなく、新しい基金を開拓することも出来てない）、したがって交流計画などのプロジェクトに振り向ける資金はなく、限られた予算状況ではアクションアラートやニュース発行、ウェブサイトの確立などで補うほかない、などが叙述されていた。さらに、国際自由労連（ICFTU）批判や社会条項批判など総会で議論されていない主張が含まれており、意図が不明な煽動的表現も多いので、それらを含めて日本委員会からの意見書を送付することも決定した。

役員改選

最後に役員人事で、関西は変更なしだが、関東からは大幅な変更が提案された。さらに、会計がいつも関東であることは問題だという指摘があり、少なくとも次期は関西から選出されたいという要望が出された。なお、確定した人事は以下の通り。

- * 共同代表 稲田順一、榊原裕美（新任）
山原克二、原田恵子
- * 共同調整委員 稲垣豊（新任）、丹羽通晴
- * 会計 高幣真公（新任）
- * 「リンクス」編集長 山崎精一
- * 英文ニュース編集長 喜多幡佳秀

= 総会1日目 報告 =

レイバーネットでつなぐ アジアの労働者・民衆運動 馬谷 憲親

レイバーネット・ジャパンのホームページはなかなか便利なものだが、今年2月から4月初頭の韓国発電労組のストライキに関する情報は目をみはるものがあった。韓国発電労組、民主労総、闘争支援のNGOからの情報、アピール(韓国語)が発信されて24時間たためうちに日本語になってレイバーネット・ジャパンのホームページに掲載されていた。速いときには半日たっていなかったように思う。一体何人の人がどんな態勢でやっただろうと驚き、感心していたのだが、その謎が今回とけた。韓国語の翻訳を含めレイバーネット・ジャパンの運営の中心にいる安田幸弘さんに大阪まで来てもらってお話をきくことができたから。謎がとけるとともに、あらためて感銘した。

安田さんはJCA-NETという民衆運動のためのインターネットのプロバイダー的役割を果たしているグループの中心メンバー。JCA-NETがあるのでレイバーネットが稼働できるのだが、活用の途はまだまだまだたくさんありそうだ。夢が広がった。

APWSL関西はもとより、ともだちのNGOもそれぞれ情報発信の手段、有効性に悩み苦労しているので、なかなかインパクトがあったと思う。安田さんのお話について関西ベースの3つのともだちNGOから主として自前のメディアについての現状報告をお願いした。日朝日韓連帯運動の「ヨンデネット大阪」、RINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)、NAW(アジア労働者情報交流センター・関西)である。ニュースレター等情報発信のしかたはさまざまなので簡単にはいえないが、他地域を含め共通の課題(の一部)として次のことがあるように思った。

情報発信がされていることを未知の(将来の)友だちに知らせる方法。

情報の信頼性保証。紙の時代よりインターネットの情報は容易に改ざんされる。

発信する情報の独自性(未知に出会う面白さ)

をどこで出すか。

最後に、インターネット状況での労働争議の国際支援、連帯の新しい課題。これについては当日配布されたNAWの機関紙「アジアワーカー」の連載記事から引用する。

サイバー闘争 デジタル攻防

(韓国)発電労組指導部は、各班10人程度の「分任組」に分けて(逮捕、切り崩しを避けるため)全国に散開させた5000人以上の組合員への指令にホームページを活用した。発電労組のホームページには分任組の「班長」が持つ携帯電話でアクセスできる。組合員個人の携帯電話、クレジットカードの使用は、警察、会社側に所在をつかまれるので禁止。

一方警察は、警察庁のホームページのお知らせコーナーに逮捕状の出た労組指導部の手配ビラを掲載し、申告(密告)報償金を出した。

警察庁は発電労組のホームページ閉鎖を画策。

発電労組のホームページ閉鎖令が出れば、民主労総ホームページで発電労組ホームページを運用すると表明。

さらに、民主労総ホームページも閉鎖されたら日本などの労働ネットワークに運営協力を要請すると表明。

進歩ネットワークセンターと社会団体等が警察庁の閉鎖画策に対して批判キャンペーンを展開。

警察庁は労組ホームページの閉鎖を断念。」

この記事に出る「日本などの労働ネットワーク」のひとつはまちがいなくレイバーネット・ジャパンなのである。

目次

1	日本委員会総会報告	1
2	アジア労働法会議	5
3	バンコク世界社会フォーラム会議	8
4	フィリピンヨタ連帯ツアー	11
5	韓国労働運動最前線	14
6	深センの女性労働者	20
7	9/11一年後	23

チェン・ボウェイ報告

台湾の労働運動

安田 幸弘 (J C A - N E T)

台湾では、1984年に米国の圧力で労働基準法が制定されたこと、87年に戒厳令解除されたことが社会運動発展の契機となり、1988年から労働運動が始まった。最初の労働運動は、残業代獲得運動だった。また労働運動の中での政治的な闘争として国民党一党独裁打破の運動があり、政治的には当時野党だった民進党支持で始まった。

2000年の台湾総統選挙で民進党の陳水扁が当選した。これまで民進党は労働運動、社会運動を支援してきたこと、民進党、社会運動の双方にとって、国民党が共通の敵だったことなどの理由で社会運動、労働運動陣営は、陳水扁が変化をもたらすと考え、支援してきた。しかし2000年は不況で台湾の経済が落ち込んでいたこと、グローバリゼーションの影響により失業率が高まったこと、企業よりの新自由主義的な政策などの理由で、社会運動陣営は陳政権に対して批判的な姿勢を強めることとなった。

野党となった国民党も、陳政権への批判を強めた。進歩的な社会運動に携わってきた指導者が何人も陳政権に入閣したが、このような政治的な攻防の中で、進歩的だと思われていた民進党も、結局国民党と同じなのではないかという疑問が持ち上がり、社会運動は自身の位置付けが問われることになった。また、反国民党で民進党と共にやってきた人々も苦慮している。そして一般の市民たちも、陳政権になってから経済的な発展に見るものがないばかりか不況は続き、中国との関係についての不安などから批判



自作の歌を熱演するチェン

が強まっている。

労働運動の状況

99年から2000年にかけて、国民党の統制下にあったナショナルセンターのCTU(全総)に加え、新しく民進党系の第二のナショナルセンター(全国産業総工会TCTU)が設立された。2つのナショナルセンターが互いに競争しながら発展していくことが望まれていたが、そのような方向には進まなかった。

ナショナルセンターによる労働運動は、既存の政党の影響力が強い。たとえば2002年メーデーで、2つのナショナルセンターはどちらも不況からの脱却を理由として政府への圧力をかけることになるデモをやらず、対政府協調路線を取った。活発に労働運動に取り組んでいるのは、比較的小規模労働組織である。たとえば、労災問題に取り組んできた団体が労災の被害者を保護するための法律を作らせた。われわれは、政党との関係に重心をおくべきではないと考えている。

陳政権の新自由主義的な政策により、今後、失業者が増えると予想される。失業者救済のための、工場閉鎖や工場移転に対する闘いが必要だ。

従来は、労働組合法は、労働組合の統制を主眼とする日本統治時代の法律だった。民進党は、労使関係に政府は介入しないなど、統制の解除を目指している。しかし、労働運動が弱い現状では、政府の介入がなくなることは、かえって問題だ。適切な政府の介入で労働者を保護する必要があるのではないだろうか。民進党の「進歩性」は、資本家と共に進む進歩性であり、民衆的ではない。民進党の自由と進歩性は、資本家が自由に活動できるようにする進歩性なのである。(10ページに続く)

従来は、労働組合法は、労働組合の統制を主眼とする日本統治時代の法律だった。民進党は、労使関係に政府は介入しないなど、統制の解除を目指している。しかし、労働運動が弱い現状では、政府の介入がなくなることは、かえって問題だ。適切な政府の介入で労働者を保護する必要があるのではないだろうか。民進党の「進歩性」は、資本家と共に進む進歩性であり、民衆的ではない。民進党の自由と進歩性は、資本家が自由に活動できるようにする進歩性なのである。(10ページに続く)

AMRCアジア労働法会議に参加して

明らかにになるアジア太平洋の 労働法・実践の全貌

山下 恒生（大阪教育合同労組執行委員長）

アジア太平洋地域における労働法およびその実態についての評論雑誌が、AMRC (Asia Monitor Resource Center) によって1999年に発行された。それから3年が経ち、内容の更新と、前回掲載できなかった国・地域の報告も入れ込むための作業が始まった。

今回は、日本にも要請が届き、田端博邦（東大社研教授・国際労働研究センター共同代表）さんがレポートの執筆にあたった。レポートは29ヶ国・地域から届き、アジア・太平洋地域のほぼ全域をカバーした。レポートの多くは、学者・研究者の手によって書かれ、弁護士・労組活動家も何人かは参加していた。

このレポートに基づいたワーク・ショップが8月8 - 9日、バンコクで開催された。レポート執筆者が参加するのが順当なのであるが、田端さんが出席不可能ということから、日本からの参加者は私と在間秀和弁護士（大阪労働者弁護団副代表）となった。

ワークショップの討議方法

ワークショップは、事前に2～3カ国・地域が一組となることが決められる。日本は台湾と組み合わされた。お互いのレポートに事前に目を通しておくことが必要だ。

レポートが遅れると相手方の目を通す時間を少なくすることになる。会議では、最初にレポートが10分で報告され、次に対応する国・地域から10分間の批評や質問が行われ、最後に会場から10分の質問や意見が出される。この方法は、相手方のレポートに対して、自国・地域での法律・経験をもとにして批評をす

ることになるため、比較研究に優れている。またレポート執筆者は、批評や質問からレポートの不備あるいは自国・地域の労働法の問題点や進んだ面を確認できることであろう。

このワークショップを受けて、執筆者はレポートを完成させることが求められる。そして今年末には出版にこぎ着る予定で、カンボジア等を除くすべてのアジア太平洋地域の労働法とその実践を知ることができるはずである。

日本と台湾の報告

田端教授が作成した日本レポートは、労働法制をめぐる焦点、戦後の労働法制の歴史、新自由主義政策による労働法制から構成され、その中で日本的労使関係や労働慣行がわかりやすく説明されたものであった。ワークショップでは在間弁護士がレポートを解説した。特に重点を置いて説明したのは、「最近の日本における整理解雇を巡る状況と、不安定雇用労働者の問題」であった。

これに対して台湾からは、簡単な解説を施した労働諸法の一覧をテーブルにしてみたい、リストラ自殺の実態を知りたいとの注文が付けられた。また、個別労働紛争解決促進法や労働契約承継法については高く評価したいということであった。

会場からは、「日本の率直な報告が出されたことを歓迎する」とマレーシア労働組合会議から感想が出されたほか、女性深夜労働・時間外労働の規制解除の理由、サービス残業に反

対できない理由について質問が出され、ILOとのかわりについての説明も求められた。

私たちは、日本の労働組合法が複数代表制度(plural representation)をとっているため、個別労働紛争解決促進法はあまり有効でないことを説明した。台湾では、一職場一組合しか認められていないことから、個別紛争解決に魅力を感じたのだろうか。労働契約承継法に関しては、NTTのように承継法を使わないでリストラを進めている実態を紹介した。男女雇用機会均等法が女性保護を廃止したこと、サービス残業を拒否すると会社にいらなくなる実態があること、ILOから労働委員の公正任命の勧告が出ていることなどを説明した。

次は、台湾レポートが発表された。個別的労働関係、集団的労働関係、労働組合、労働安全衛生、ジェンダー関係、先住民保護に関する労働諸法の解説、労働諸法を有効にする制度、労働組合法の解釈の変更、ナショナルセンターの分裂、雇用保険法の制定等に対する労働組合代表の関与などが詳しくレポートされた。

台湾レポートへの質問・意見は私が行った。それによって、労働基準法の解雇手続きには解雇理由が含まれていること、労働組合代表は各ナショナルセンターから出ていること、労働組合役員は月50時間の有給組合休暇がとれること(会社負担)、ナショナルセンターが分裂しても一職場一組合しか認められていないことなどがわかった。

労働法実践の諸問題

このように、各組の報告・質問が2日間16時間にわたって繰り広げられた。事前にレポートが渡されたのは、組み合う相手方であったため、台湾以外の報告は当日になって聞くことになった。ところで、レポートのすべてが直接現地から寄せられたのではなかった。14年間亡命生活をしているビルマの活動家はオーストラリアから、北朝鮮のレポートは韓国の学者が行った、ラオスについてはアメリカAFL・CIOの地域担当者が、中国については香港在住の研究者が報告した。

アジア太平洋の国・地域は、旧植民地国、旧(現)社会主義国が多数を占めていることから、それぞれの労働法も旧宗主国の影響を受けたり、資本主義国家とは異なる法体系になっている。ラオスには「結社の自由」も「表現の自由」もないと報告した。AFL・CIO担当者に、「アメリカもILO条約を批准していないぞ」とヤジが飛んだのは、欧米諸国の基準に対する批判もあったのかもしれない。

さて、労働法があっても「法の支配」がないのは、日本も含めて共通している。台湾の労働基準法では、15年以上同一会社に働くと年金がつくことになっている。そのため台湾企業の98%を占める中小企業の平均存続年数は13年だという。また、年金保険料は8%の企業しか支払っていない。これについて、私は私の組合と争議状態になっている関西大学を含めて、法律を教える私立大学のほとんどが雇用保険法を守らず、保険料を支払っていない日本の状況を説明した。さすがに、台湾以外の参加者も、大学が法律を守っていないことには驚いていた。

マカオでは、雇用契約書は中国語かポルトガル語で書かれているため、外国人労働者には理解しにくい。それより問題なのは、雇用にかんして文書による合意があるにもかかわらず、「合意は雇用契約でない」との判決が出て、解雇が強行されているという。

他方、ビルマやインドネシアからの参加者は、労働法に基づいて活動している労働組合活動家が、労働法以外の法律によって投獄・弾圧を受けていると報告した。社会権として形成された労働法についての理解の相違があるのだろう。

各国・地域の報告に共通していたことがある。1つには、アジア全体において、労働問題を語るにあたって“グローバル化”が共通の重要課題になっていること、2つには非正規雇用・不安定雇用問題もすべての国・地域で労働運動が直面する課題となっていることであった。

労働組合の課題

バンコク会議では労働法とその実践に関する議論が続いたが、夕食時等では交流が盛んに行われた。

マレーシアの食品関係の日本企業で労働組合を組織しようとした参加者(香港人)は、元組合幹部(連合系)がマネージャーになって妨害したことを訴えてきた。また、中国本土の日本企業では、組合出身者が「親睦会」を先に組織して、ハイキングやカラオケに労働者を誘って、組合づくりをさせないようにしていることも話してくれた。だから、マレーシアの労組代表が日本のレポートの「率直さ」を歓迎した意味がわかる。日本の実情は伝わっていないのだろう。

外国人労働者については、受け入れ国としてタイ・ネパール・ブルネイ・マカオ・インド・マレーシア・バングラデシュ等から報告があった。台湾でも多数の外国人労働者が働いている。いわゆる「南から南」への出稼ぎ労働である。タイにはビルマから、ネパールにはインドから、バングラデシュにはマレーシアから、マレーシアにはインドネシアから労働者がやってきている。

私も在間弁護士も、日本で2番目に失業率が高い大阪地域で活動している。大阪の失業率が高いのは、一つは中小企業の倒産が多いこと、二つには松下電器などの家電メーカーが中国に工場を移転させ、いわゆる「産業の空洞化」が起きていることが原因といわれている。上海当局の発表では、上海在住の外国人のうち3分の1が日本人だという。これらの日

本人は「北から南」への出稼ぎと言えるのではないか。それはさておき、大阪の失業率を低くするためにも、中国労働者の賃金・労働条件の改善は不可欠である。

地域からの視点

私は常々、グローバル経済のもとでは、国レベルを飛び越えて地域が地域と結びつく労働運動(インターナショナルからインターリージョナルな労働運動)が必要であると言ってきたが、今回の交流でもそのことを確信した。香港の仲間とは、中国本土の労働者の組織化が急務であることについて意見が一致した。この点において、バンコク会議は労働法制・実践の比較単位を国においていることに、物足りなさを感じる。グローバリゼーションは、国法に上位するものとしての国際法(ILO基準など)を浮かび上がらせるとともに、企業が存在する地域の法制度(地方政府の条例・規則等)の諸関係も重要になってきているからである。また労働運動の観点からすれば、比較だけではなく、相互関係の検討も必要であろう。

ともあれ、労働法・実践に関するバンコク会議は成功したのは間違いない。その成果は、年末の出版によって証明されるであろう。29カ国・地域の多様な英語は理解しにくかったが、このことだけは断言できる。本が出版された際には、学者・弁護士・労組活動家の参加をえて学習研究会をする予定である。

(2002年8月20日)



「もう一つの世界は可能だ！」

世界社会フォーラム会議及び

アジア社会運動ミーティング報告

榊原 裕美（共同代表）

8月10～12日の3日間、アジア社会運動ミーティングがバンコクで行なわれた。これは、8月13日～15日に予定された世界社会フォーラム（WSFと略。次回もブラジル・ポルトアレグレ市で開催）のためのプレ会議国際評議会が行なわれたが、その会議に先立って、2004年度はWSFがインドで行なわれることと、また2003年にインド・ハイデラバードでアジア社会フォーラム（ASF）が行なわれることを受けて、アジア社会運動のネットワークを強めようといわれたものである。アジア各国から200人近くが集まった。バングラディッシュ・ネパール・パキスタン・インド・フィリピン・マレーシア・ビルマ・モンゴル・ベトナム・香港・台湾など多くの国からの参加者があった。日本からは、ATTAC・PP研・ピースポートなどから6名（うちたまたまAPWSLの運営委員3名・遠野はるひ、秋本陽子、榊原裕美）が参加した。PP研からは小倉利丸氏、ピースポートからは山本奈美氏他が参加した。

ウォルデン・ベローの提起

労働組合は地元のタイのレイバーキャンペンなどの参加があったものの、どちらかと言うとNGOが多かった。主催は、WSFの構成団体の一つでもあるフォーカス・オン・ザ・グローバルサウスで、連続6日間、10時と3時のおやつとタイのおいしい昼食付きの会議であった。フォーカスの代表ウォルデン・ベロー氏が基調報告をした。彼は、現代の特徴として4つの危機をあげた。レジテマシィ（正統性） 過剰生産・過剰資本、リベラルな民主主義（仏のルペンや欧州での右派の台頭な

ど） 過剰な拡張主義、である。「新自由主義グローバリゼーションとミリタリズムに対抗していくこと」が運動スローガンであり、とくにアジアとして「ファンダメンタリズム（原理主義）とコミュニズム（排外的共同体主義）に対抗する」ことが重要との認識が指摘された。南米・アフリカでは80年代から構造調整政策が始まり、20年間の新自由主義的グローバリゼーションの経験がある。グローバリゼーションへの異議申し立てが隅々に浸透していて、別の世界を作ろうという機運が大きく盛り上がっている。来年のメキシコ・カンクーンでのWTO閣僚会議はこの力を持って国際連帯で何とか挫折させようと力強くアピールし、会場から大きな共感を持って受け止められた。

アジア社会フォーラムへ

来年1月2日から7日開催の「アジア社会フォーラム」（インド・ハイデラバード）の趣旨についてインド事務局からの説明があり、どのように開催するかテーマに分かれての分科会が行われた。この会議を通じて、アジアは民族的にも言語的にも多岐にわたる多様性を持つが、世界社会フォーラムの精神を継承してアジア社会フォーラムを成功させよう、という機運が盛り上がった。日本としてはフィリピントヨタの闘いや、APA（アジア平和連盟）の動きなど（8月29日から9月1日までマニラでアジア国際会議を開催し、アジアでの反戦のネットワークが動き始めている）が日本国内でも盛り上がっていることの報告をし、また日本としては、その位置 アジアで

唯一の G8 であり、債権国であることから、その内実を問うことが日本の市民としての責任ではないかという確認をして、これからのアジアの動きへの連帯を示した。

第 3 回 W S F へ

続けて行なわれた世界社会フォーラム国際代表者会 (I C) には、ブラジルやフランスをはじめ、イタリアやフィンランド南アフリカからと、世界中から来年の WSF 成功にむけ様々なメンバーやオブザーバーが集まった。ブラジルからは日本の PARC に 2 年いたことのあるアッチラが、民衆の側からの連帯を熱を込めて語った。WSF の開催に当たってその性格について議論されたが、第 1 回の WSF は、新自由主義的グローバリゼーションに対する批判であり、第 2 回の WSF は、それへのオルタナティブを求めるものであり、第 3 回目は、それへの戦略を打ちたてるフォーラムにすべきと確認された。、 来年の運動として、9 月メキシコ・カンクーンで行われる WTO 第 5 回閣僚会議行動を焦点化すべきとここでも提起された。 早速プレスリリースが出されたのでその翻訳を掲載する。

2002 年 8 月 13 ~ 15 日、バンコクで 世界社会フォーラム 国際代表者会議が開催

世界社会フォーラム (WSF) は新自由主義的グローバリゼーションに反対する社会運動体や市民社会組織が自らのために作り出す公開の場である。WSF は真に民主的かつ急進的なオルタナティブ (代替案) について真剣に考察および建設するための機会を提供するプロセスである。

しかしながら WSF がとりわけプロセスであるとはいえ、最も目に見える形で WSF が表現され

たのは、世界中から何万人もブラジル・ポルトアレグレに結集して行われた 2 回の大イベントであった。2001 年 1 月に開催された第 1 回 WSF は最も重要なこととしてグローバルな資本主義が討議され、2002 年 2 月に開催された第 2 回 WSF ではオルタナティブの確立が強調された。

2003 年 1 月 23 ~ 28 日にはポルトアレグレで次の世界的な WSF が開催される。プログラムでは社会変革の戦略が重要なテーマとなるであろう。バンコク WSF 代表者会議ではプログラムの構成について討議され、構成案を作り出した。今後、この案はさらに発展し、世界中の様々な運動体や組織から提案を受けることになるだろう。

戦略に関する課題は、第 3 回 WSF の焦点になるかどうかはともかく、WSF プロセス総体においても重要性を増している。今後、WSF の最も重要な戦略的課題は、WSF がマージナル化 (周縁化) された人々やコミュニティに到達できるほどに地理的に拡大することと深められることである。それは、言わば、新自由主義的グローバリゼーションに相対するものとして民衆のグローバリゼーションを探求することである。WSF プロセスは、ファンダメンタリズム (原理主義) ミリタリズムおよびコミュニズム (排外的共同体主義) が台頭し、ならびに新自由主義によってそれらが強化されている事態にこれまで以上に真剣に取り組まなければならない。

WSF は様々な広がりを持って拡大し、深化している。アジアで初めて開かれた今回の WSF 世界代表者会議はプロセスの第一歩である。今日、世界の様々な地域で様々な地域別、国別、テーマ別社会フォーラムが組織されており、WSF はまさしくグローバルなプロセスになってきた。

•WSF にとって、アジアの社会運動体や社会活動者の参加と協力はきわめて重要である。2003 年 1 月 2 ~ 7 日、インド・ハイデラバー

ドで開催される第1回アジア社会フォーラムは、WSFプロセスにアジアの広がりを持ち込むことであり、またそれを強化することでもある。

WSFプロセスの中で構築されたもう一つの重要なフォーラムは、新自由主義に関するテーマ別フォーラム(2002年8月下旬、アルゼンチン・ブエノスアイレス)と新自由主義、戦争とレイシズムに反対するヨーロッパ社会フォーラム(2002年11月7~10日、イタリア・フローレンス)である。さらに、パレスチナの平和を求めて戦争と占領に反対するフォーラムなど、他にも地域別、テーマ別フォーラムが計画されている。

バンコクWSF世界代表者会議で論議された今日の課題の中で、さらなる努力が求められたのは戦争と平和の問題である。

次回のWSF代表者会議はイタリア・フローレンスでヨーロッパ社会フォーラムの直後、11月11~13日に開催される。

WSF代表者会議は、資本主義権力に対して民主的オルタナティブを求めるすべての運動体および市民社会組織にWSFプロセスへの参加を奨励する。私たちは先住民、女性、労働者たち、ならびに排除された人々に関わる民主的な闘争の場において、重要な意見表明のスペースを提供したい。

真に民主的な世界を勝ち取るための闘いにおいて、私たちは暴力とファンダメンタリズム(原理主義)に反対する。私たちはとりわけ現在進行中の帝国主義的暴力とイラクに対する新たな戦争準備に反対する。「もう一つの世界は可能だ」を実現するために、私たちは国際平和、連帯、社会的包摂(社会的インクルージョン)の文化を構築するための新たな努力をしなければならない。

2002年8月15日 バンコク
WSF国際代表者会議

この会議を持ち帰って私たちはWSFに過去行った人・関心のある人・次回は行きたいと考えてる人たちでミーティングをもち、来年のASF,WSFに向けて準備をしていくつもりだ。APAやピースボート、PP研「グローバル化と民衆運動研究会」、ATTAC-JAPANなど国内外の連携を強めて、グローバル化に対抗する運動を日本でも大きくしていき、「もう一つの世界」を求める世界中の人たちと連なり、それを可能にしていくうねりを作っていきたいと強く思った。個人的には会員や運営委員が何人も参加はしているが、APWSLとしても、ぜひ、来年のASF、WSFへ向けての取り組みをしていけたらと思う。

バンコクでは前回の総会の時に活躍してくれたAPWSLのタイのスタッフの女性たちに来て、初めてだという日本料理を囲んで、とても楽しい時をすごした。APWSLの

(4ページから続く)

もっとも、政府が労組に対する統制を弱めたことによる好ましい側面もある。従来、台湾の労働組合は企業別組合だけだったが、産業別、地域別の労働組合の設立が認められるようになった。小規模で力量も不十分な台湾の労働組合にとって、さまざまな形態の労働組合の設立が認められたことはプラスになるものである。

現地連帯ツアー報告

フィリピントヨタ労組に勝利を！

渡 邊 弘

フィリピントヨタ労組委員長
エド・クベロとの約束

7月28日から8月2日、フィリピントヨタ労働組合(以下TMP CWA)の闘いを激励するため、神奈川を中心とするメンバーとともにフィリピンを訪問した。2000年に組合結成したTMP CWAは今大きな試練をむかえている。いったん認証された労働組合資格を「認証選挙そのものが無効だった」としてトヨタ資本の反撃を受けることとなったのだ。フィリピン労働雇用省は当初、TMP CWAがフィリピントヨタ社における唯一の正式な労働組合と認定した。しかし、フィリピントヨタ社はその決定を不服として裁判に訴えた。明らかな労働組合潰しである。さらにこうした事態を重くみた日系企業からのアヨロ大統領への恫喝(「労使紛争が続けば資本をフィリピンから引き上げる」)が行われると、労働雇用省の態度は一変し「裁判が行われているのでその結果を見守る」と労働組合潰しに結果として協力する姿勢に変わった。

こうした中、事態を打開しようと2001年2月21日から23日にかけて、労働委員会は会社側証人に対する公聴会を開催した。TMP CWAは決戦の場であると判断し、3日間に渡り317名の組合員の動員をかけた。これに対しフィリピントヨタ社は3月、227名の組合員を解雇する報復処置にでた。21日から23日の動員に参加した組合員は「無断欠勤」だと主張しているのである。参加した組合員は正式に休暇届を出し参加していたにも関わらず。

こうしたした緊迫した状況の中で、APWSL日本委員会は自動車別連絡会議と共同で昨年4月「アジアの自動車産業労働者」をテーマとしたセ

ミナーを開催した。その際にマレーシアからはAPWSL東南アジア調整委員サイド氏、フィリピンからはTMP CWAのエド・クベロ委員長らを招待した。セミナーではアジアにおいて日本の自動車企業がどのような労働組合対策を行っているかや日本国内で行われている各企業のリストラの状況等が報告された。私はこのセミナーが草の根レベルでの国際連帯の重要性と未知数であるその力は今後決して小さなものではなくなるだろうということを予測させる意味あるものだったと考えている。

帰国前日の夜、エド委員長と食事をする機会があった。彼が運動の話し、「運動のためなら命も惜しくない」と言いはじめたので、私は彼に家族がそのことをどう思っているのか聞いた。「多分、理解していると思う」という返事だった。自己犠牲という言葉は美しい響きをもっているが、あくまで「犠牲」である。犠牲には自分だけではなく他者をも巻き込んだ「苦しみ」「悲しみ」そこから派生して新たな「憎しみ」をも当然含むのである。そのことを本当に家族が理解しているのだろうか。私は彼に言った。「いつか君のところに行きたいね。」「もちろんいつでも歓迎だよ」という返事が返ってきた。エド委員長と彼の暮らす地で会うことを約束して別れた。

その日は突然やってきた

エド委員長は11月末、日本のトヨタ本社抗議行動に参加するため再来日したが、主な目的は交流ではなかったし、私も忙しい日々が続いていたので挨拶を交わすだけで別れてしまった。TMP CWAを支援する会から送られてくる情報に目を通すたびエド委員長の顔が浮かんできた。

6月下旬、TMP CWAを支援する会から

「フィリピンに行くので一緒に来ないか？」との誘いがあった。エド委員長との約束を果たす機会に二つ返事でその誘いに乗った。

17年ぶりのマニラ

今回の訪比は自分にとって17年ぶりである。1985年といえばマルコス政権の末期でありKMUを始めとする労働運動が活発であり、若かった私は大きな刺激を受けた。

空港と道路の喧騒は17年前と変わらなかったが、マニラ市内の空気は意外にきれいだった。黒い排ガスを出しながら走っている車はジブニーを除けばほとんどなかったせいだろう。

到着後、現地で事業を起し駐在している元トッパンムア労組特別執行委員だった鈴木氏(彼とも17年ぶりの再会となった)から、現在のフィリピンの国内情勢についての説明を受けた。アヨロ大統領が治安対策と公務員の汚職問題に力を入れることを強調していること。特



に、治安対策ではミンダナオ島でのイスラム「過激派」アブサヤク掃討作戦が比米合同で展開された後、ルソン島で新たに新人民軍掃討を対象にした作戦が開始されることになったこと。汚職問題は警察がその源であることははっきりしているものの手をつけられない状態であること等が語られた。結局、基本的なフィリピン社会の構造は17年前とは変わっていないという事であった。

「9、11」以降のアメリカの軍事行動は「国益を守る」という多国籍企業防衛のための一連の作戦である。目に見えない敵、架空の敵を勝手に作り上げ他国に軍を展開していく限りその行動に終わりが来ることはないだろう。我々の訪比と時を同じくしてアメリカのパウエル国務長官が東南アジア各国にアメリカ軍への協力を要請すべく訪問していた。8月2日(我々の帰国する日)にはフィリピンに来る予定となっていた。当然ではある

が、フィリピン国内では様々な団体が反米、反グローバル化の集会を各地で繰り返し広げていた。そのあおりを受け、私たちは「過激派」として連日新聞紙上に掲載されることになった。しかし、そのほとんどが事実とは異なっていた。真意は私たちを牽制することであり、背後にトヨタ社の意向があることだけははっきりしていた。

T M P C W A の仲間、エドとの交流そして勝利を！

私たち訪比団の詳しい報告は後日パンフレットとして発売されることになっている。A P W S L でも販売の手伝いをするので内容はそちらで把握

していただきたい。ここでは、冒頭でつづった私とエド委員長との約束に話をもどす。

帰国の2日前、私はエドに「君の家に泊りたいんだけどいいかな」と聞いた。「もちろん、日本で約束したじゃないか。歓迎だよ」とニコニコ笑いながら応えてくれた。エドの

家はマニラの隣、空港滑走路の直下マカティ市にある。解雇され金がない彼は車を売りそのあいたガレージを組合事務所に改装した。私たち訪比団は最後の夜、組合事務所兼彼の住居でさよならパーティーを開いた。私を除く団の人たちがホテルに帰った後、8人の組合員とエドの連れ合いや子どもたちそして妹さんと語り、そして歌った。

私が一番心配していたことを連れ合いに尋ねた。「エドは命をかけても闘いは続けるって言っているけど、どう思っているの?」。彼女は少し間を置いて「死んだら困るけど、彼がやっていることは間違っていないと思う。だから、彼を信じる」と答えた。となりにいた妹さんは「私は運動のことはわからない。でも見ればわかるでしょ。こんなに大勢の仲間たちが兄を信頼して闘ってるんだから。兄はその信頼にこたえる

責任があるでしょ。私は答えを聞いてしばらく自分の中でその言葉のもつ意味を考えた。私の認識が間違っていたということに気がついた。彼は「自己犠牲」で運動を続けているわけではない。信頼の中で運動しそれに応えようとし、それを家族が理解しているからこそ活動が継続できるのだと。

執行委員の一人が聖書の言葉を引用した。彼は運動を始めるきっかけでありその糧としていつもこの言葉を思い描いていると言った。マタイによる福音書四章16節「暗闇に住む民は大いなる光を見、死の陰の地に住む者に光が射し込んだ」(新共同訳) 手元にある英語版では 'The people that lived in darkness saw a great light; Light dawned on the dwellers in the land of death's dark shadow' (ケンブリッジ大学出版版)。イエスという男が彼の宣教を始めた際に最初に発した言葉であるといわれている。迫害されつつづけてきた民の時代が

きたという宣言である。

TMP CWAは独立組合である。どこのナショナルセンターにも属していない。もちろん聖書を引用する組合員がいるから宗教色の強い組織だということでもない。いろんな考えを持った一人一人の組合構成員は「欠くことのできない存在」ということが前提となっている組合である。粘り強さの秘密はそのあたりにありそうだと感じた。

彼らとの語らいは深夜にまで及んだ。ここでも自分に芸がないことを思い知らされた。皆がみなギターを弾き歌うのである。おかげで「バヤンコ」「アナク」等の懐かしい曲をタガログ語で聴くことができた。皆が私にも唄えと要求してくる。仕方なく「イマジン」を歌った。私はこの曲の詩が好きなので歌詞だけは何とか覚えていた。皆も知っていて助かった。私はイマジンの大合唱の中で彼らの勝利を信じた。



韓国労働運動 最前線

「労働者は団結だけが命、ストで闘おう」

尾沢 孝司（日韓民衆連帯全国ネットワーク）



この上の写真の若者たちは誰だかわかりますか？ 彼らは、韓国のアイドルやモデルはありません。ZENというれっきとした韓国の労働歌謡専門の歌のグループなのです。彼らは去る8月11日、1年以上にも渡り長期ストを闘っている金属労組シクネテックス分会という組合を励まし、支援を広めていこうとコンサートを開きました。ZENが集会で歌っているのを初めて見たある人曰く、ZENを評して、「まるで安室のようなおねーさん、おにいさんたちが、”労働者は団結だけが命、ストで闘おう”と歌うのだから、目が点になってしまった」と語っていました。今回は、ZENがコンサートを開き支援をしたシクネテックス分会の闘いを中心に、民主労総で長期ストを闘っている組合の問題を紹介していきます。民主労総は今年の賃金団体協約闘争（日本の春闘に相当）を、ワールドカップ時期の前に集中闘争期間を設定して取り組みました。しかし、この時期に妥結出来ない労組も残り、金属、病院、タクシー労組を中心に、ワールドカップ期間中もストなどの強力な闘

争を継続しました。民主労総は、ワールドカップが終了した7月初め、これらの長期ストをしている労組に対する方針を明らかにしました。【資料1】

長期ストの原因

長期ストの原因はさまざまですが、政府と使用者側の対応で、最近の特徴は、警察の兵力投入で労組幹部を逮捕していくことと、新種の労組弾圧である天文学的な額の仮差し押さえ・損害賠償請求訴訟を起こすことです。民主労総の中でその被害額は、6月末の集計では、39職場・1,264億9,539万8,980ウォンに登ります。

具体的には例えば、建設運送労組レミコン運転手22人に対して7億7600万ウォンの仮差し押さえがかけられ、発電労組組合員3000名余に211億ウォンの仮差し押さえがかけられて、毎月給料の50%が引かれ、シクネテックス労組員91名にも給料と住宅など7億5000万ウォンの仮差し押さえがかけられ、蔚山暁星労組員237名になんと366億3000万ウォンの仮差し押さえ損害賠償訴訟がかかり、チャンウン証券では構造調整過程から労使合意に名誉退職慰労金を払ったという理由で、労組委員長に全部で13億3000万ウォン損害賠償を加えられ、更に労組委員長の身元保証人である父親と叔父、祖母の家と先山を仮差し押さえし、東光州病院でも64名の組合員と保証人にまで12億9500万ウォンの仮差し押さえがかけられています。

このように、使用者側の民事訴訟の対象は、労組組合費に限らず、労組幹部と組合員、更に

その家族と保証人の給料、通帳、不動産までに拡大し、労組破壊の手段にしています。

シクネテックス分会の闘い

このような厳しい弾圧にもかかわらず、民主労総の方針に基づいて、ソウル本部では、7月30日に傘下の11の長期闘争職場の代表者が集まり「民主労総ソウル本部長期闘争事業場問題解決のための共同闘争委員会」が結成され、8月13日には国会前で集会を開くなど活発に闘争を展開しています。【資料2】この共同闘争委員会に参加している労組の一つに冒頭紹介した金属労組シクネテックス分会があります。【資料3】

シクネテックス分会は、会社の吸収合併により労組を忌避した資本が工場移転を機に、労組破壊をねらって整理解雇したことに対して闘っています。結婚している女性の組合員が多いですが、昨年7月23日から全面ストに突入し、以降暴力団や警察の暴行・逮捕に屈せず闘い続けています。今年5月には、解決意志を見せない資本に対して、会長が直接出てきて解決を図ることを要求し、2回にわたり漢江鉄橋の鉄骨の上に40名が登り籠城してアピールし、社会的な衝撃を与えました。【写真右】

またワールドカップ期間中の6月10日から11日間もの間、労使政委員会（これは金大中大統領政権発足当時の労働政策の売り物で、労使と政府が政策協議する場であるが何の法的規制力も無いために形骸化し、逆に金大中政権の新自由主義政策を貫徹するための飾り物になっている）の建物でハンスト籠城し、政府と資本を追いつめました。このようにシクネテックス分会は、ユニークな力強い闘いを粘り強く行いながら、現在も活発に闘いを展開しています。



（資料1）＜記者会見文1＞

政府はスト現場への警察投入計画を即時に中断して、40日が過ぎた金属・病院・タクシーのストを速やかに解決しなければならない

1. 民主労総は、政府当局が慶南昌原斗山重工業とソウル江南聖母病院・慶熙医療院などストライキの事業場に警察兵力を投入するなら、直ちにすべての組織力を動員して対政府全面闘争に突入するとともに、8・8再補選で労働弾圧をほしいままにする金大中政権審判運動を強力にくりひろげて行くことを宣言します。民主労総は、政府当局に使用者たちの労働弾圧の尻馬に乗ってストライキを武力鎮圧しようとする危険な計画をあきらめて、40日が過ぎた金属・病院・タクシーのストを速やかに解決することを強力に要求します。

2. 民主労総は、そのどのような理由でも、労働者のストを警察兵力を駆り出して武力鎮圧することを、容認するものではありません。

韓国労働運動最前線

せん。一番目、警察兵力を投入するなら、直ちにストライキと都心集会示威を皮切りに強力な対政府全面闘争を進めます。民主労総慶南本部と金属慶南支部労組は、既に斗山重工業に警察兵力が投入されるなら、直ちに地域ゼネストに突入することにしたし、保健医療労組ソウル支部病院事業場も10日から三日間連帯ストの賛否投票を実施する予定です。民主労総は、8日警察庁前の抗議集会を皮切りに中央指導部と産別代表者全員が来たる9日の斗山重工業で徹夜座り込みに突入する予定であり、10日昌原で大規模な領南地域労働者大会を開催します。また警察兵力投入と同時に全国的な夜間集会闘争に突入して、警察兵力投入の事業場に民主労総指導部状況室を設置、全国単位労組代表者決意大会を経て非常な覚悟で闘争して行きます。

二番目、民主労総は、金大中政権が労働者ストライキを警察兵力を投入して武力鎮圧する蛮行を犯せば、8・8再補選で金大中政権を審判する大々的な運動をくりひろげて行きます。

とくに今度の再補選の勝敗がかかった首都圏4個選挙区を中心に、民主労総組合員と家族はもちろん一般有権者達を相手に大規模広報戦と集会示威など、すべての可能な方法を動員して労働弾圧腐敗政権審判運動をくりひろげて行きます。私たちは労働者のストを警察兵力で武力鎮圧することだけはすべての手段と方法を動員して決して許しません。

3. 民主労総は、政府が使用者たちの労組破壊工作の尻馬に乗ることではなくて、今からでも40日を越している金属・病院・タクシー事業場60カ所、2万余の労働者たちのストライキを最大限早く円満に妥結することを強力に要求します。5月22日から24日の間に始まったストライキが、まだ続いている理由は、使用者たちがワールドカップ局面を悪用して、対話自体を忌避して労組を壊そうとしているからです。この過程で労働部と検察・警察など行政当局は、交渉自体を回避して職権仲裁の悪用、ノーワーク・ノーペイ適用、告訴告発、懲戒などで労組破壊に熱中してき

た使用者たちのあらゆる不当労働行為を傍観して来たし、更に一步進めて言えば、医療労組と金属労組幹部40名余に逮捕状を発行するなど労働弾圧の先になって来ました。去る5月警察が高麗大医療院経営陣を尋ねてきて労組幹部の司法処理のための陳述書を書かせようと強要し、告訴告発を迫って労使関係に支配介入した警察は、聖地である明洞聖堂を踏みにじって、発電労組委員長を捕らえて行ったのでも足りなくて、ワールドカップ4強戦を控えた6月24日、カトリック病院である江南聖母病院と慶熙医療院にも警察兵力を投入することまでしました。政府はタクシーと関連しても不法な社納金制に固執して不法経営をこととし、対話自体を拒むタクシー業者たちの不法行為を傍観しています。

4. 私たちは、今でも政府が正当で平和な労働者達のストライキを警察兵力で武力鎮圧しようとする計画をあきらめて、労組破壊に熱中している使用者たちを厳しく措置して、40日を越した金属・病院・タクシーの長期ストライキを最大限早く解決するように力を尽くすことを強力に要求します。

2002年7月5日 全国民主労働組合総連盟（民主労総ホームページ速報・報道資料欄、7月5日付け記者会見文より）

（資料2）

長期闘争事業場の労働者たち 一つに結集して国会前集会

保健医療労組慶熙医療院・CMC支部、金属連盟チョンチ（天池）・テガン（太光）ハイテク労組、サービス連盟韓進観光・キャップス労組、施設管理労組法曹タウン支部など職権仲裁、雇われ暴力団、契約解除、不法派遣に立ち向かって[民主労総ソウル本部長期闘争事業場問題解決のための共同闘争委員会闘争の闘争宣布式]がもたれる。

1. 8月13日(火)午後1時からヨイド国会の前で[民主労総ソウル本部長期闘争事業場問題解決のための共同闘争委員会闘争の闘争宣布式]が開かれる。集中暴雨と強い日差し暑さの中で使用者たちの不誠実な交渉とあらゆる不法脱法労組弾圧に立ち向かって長期闘争を進めて来た労働者たちが懸案問題解決のために共同闘争を決意するのだ。

2. この日集会には、病院労働者たちの退職金である私学年金の会社負担を求めて3ヶ月目のストライキ闘争を繰広げている保健医療労組慶熙医療とCMC支部、雇われ暴力団と労務者を前に立てた労組弾圧に立ち向かって既に共同闘争を繰広げている金属連盟チョンチ(天池)・テガン(太光)ハイテク労組、大韓航空の不法派遣と整理解雇に立ち向かって闘っているサービス連盟韓進観光労組免税店支部と団体協約締結の約束を覆した会社側に立ち向かって再ストライキを繰広げているキャップス労組、大法院と高等裁判所の用役契約解除脅威に苦しめられている施設管理労組法曹タウン支部労働者など400名余が参加する予定だ。

3. 一方これら長期闘争事業場代表者たちは、去る7月30日(火)民主労総ソウル本部主催で開かれた(仮称)[闘争事業場懸案問題解決のための共同闘争本部構成のための準備会合]を持って、[民主労総ソウル本部長期闘争事業場問題解決のための共同闘争委員会]を構成することを決意して、8月8日(木)慶熙医療院に集まって代表者会議を持って、この日集会とともに国会環境労働委員会議員たちに対する面談を求めることにした。

4. 民主労総ソウル本部は職権仲裁によるスト権の制限、雇われ暴力団を駆り出した旧時代的労組弾圧、施設管理労働者に対する不当な契約解除、大企業で恣行される不法派遣と偽装請負、欺瞞的な団体協約締結の約束不履行など闘争の事業場の懸案問題に対して共同ホームページ制作、共同プリント配付、

国会及び労働部抗議集会などを通じて積極的に社会問題化して、国政監査及び12月の大統領選挙に至るまで粘り強く闘争する計画だ。

[民主労総ソウル本部長期闘争事業場懸案問題解決のための共同闘争委員会] チョンチ(天池)産業ノ・テガン(太光)ハイテクノシクネテックスノキャップスノソウル温泉ノ韓進観光ノゴルフノ慶熙医療院ノカトリック中央医療院ノハナロテクノロジーノ法曹タウン支部

(民主労総ソウル本部ホームページ公示・速報掲示板8月13付け報道資料より)

(資料3)

7. 24 金属労組シクネテックス分会全面スト1周年、闘争勝利決意大会決意表明

工場移転の構造調整を口実に労組破壊と整理解雇による弾圧を勝手気ままに行うヨンプングループに立ち向かう全面ストが7月24日で367日目になりました。我々の血と汗がしみた半導体組立会社のシクネテックスは今年で36年目になりました。会社の歴史と共に歩んできた労働組合も35年目になります。長い人は、20年余、平均でも11年を越えるほど、シクネテックスで青春を捧げた我々は、98年コピョングループの系列社の当時の過度な負債で会社が不渡り危機だと思って、賞与金の返納など苦痛分担をして、2000年ヨンプングループに吸収されて以降会社を再生させました。しかし犠牲の代価は路上に追い出されることでした。

ソウル工場の労働者の犠牲で建てたパジュ工場は、生産職を全員下請けの非正規職で運営して、ソウル工場を売って負債を返しパジュ工場に移転するという98年の合意は、ヨンプン資本が吸収して以降、「労組破壊」のため無視されました。そして突然アンサン工団にヨ

ンブングループの系列社の土地を買って小さな建物一つを建て、パジュ移転はだめなので、アンサンにいけと言いました。生産計画と雇用安定が全然保証されないアンサン移転は、「労組破壊と整理解雇」のため陰謀であったことが、2001年5月末に入手した会社側のシナリオの文言で明らかになりました。

組合員たちは昨年、5月11日から徹夜籠城を始め、7月23日一方的アンサン移転に反対して全面ストに突入しました。そして8月9日、労働者の飯の種である生産設備を奪い取るために、交代で徹夜籠城で60名余が寝ていたヨムジャン洞工場に、250名の雇われ暴力団、150名の会社の求社隊、そして1000名の暴力警察が侵奪を敢行しました。徹底的に踏みにじりセクハラまで行われ、工場から追い出された組合員たちは大声で意地で闘い始めました。スト参加の組合員を全員懲戒委員会にかけた会社側は2002年1月16日付けでスト参加の組合員全員を解雇しました。2001年9月20日、パジュ移転の誠実な交渉を要求するパジュ工場野宿闘争で、酒を飲んだ求社隊に鉄パイプを持って組合員を脅した会社側の弾圧は、9月25日妻を心配して一緒に来た夫たちを緊急逮捕拘束し、支部幹部4名に対する逮捕状の発布で始まり、交渉権の委任を受けた金属連盟のイ・ソクヘン副委員長に対する逮捕令状、二人の子供の母である支部事務局長のユン・ミンニェさんに対する追加事前拘束令状を発布するまでに激しくなりました。

6月からシクネテックス、産業銀行、ヨンブンによる告訴告発が続くようになり、賃金に続き、家まで仮差し押さえが行われました。そして12月7日、チョン・ヘギョン分会長が緊急逮捕拘束され、続いて3月26日イ・ドゥムへ教宣局長が緊急拘束、5月20日イ・ソクヘン前連盟副委員長が拘束、5月30日副分会長と事務局長が拘束され、この中の3名は現在ヨンドンポの拘置所に収監されています。

告訴告発の仮差し押さえが行われ一銭の賃金も無く闘争した1年、生計が一日一日増

しに苦しくなっていますが、同志愛で団結し家族と子供達までベルトをしっかりと締めて犠牲になって一緒に闘いました。今年の1月15日から18日までヨンブン本社で3泊4日の野宿籠城、青瓦台に請願にいき、労働部や女性部にも何度も訪ねていきヨンブングループに立ち向かい、我々労働者の正当な生存権を守るために余る闘争を継続してきました。2002年2月5日、昨年8月9日に続いて再びヨムジャン洞工場の籠城場から侵奪しに来た雇われ暴力団に追い出され、籠城場は破壊されました。既に我々シクネテックスの組合員が数十年の青春をささげ働いてきたソウルのヨムジャン洞工場はむごたらしく粉々に壊されロッテ建設に売却されました。

保育園まで破壊した第1次また第2次の蛮行を目のあたりにして血涙を流しながら憤怒したが、シクネテックス組合員は、再び組合員の手で夫たちと多くの同志たちの助けで我々の子供達の保育園を復旧しました。パジュ工場は今も続けて新規採用をしています。けれども組合員はだめです。アンサン工場は、初め160名の社員中80名しか残りませんでした。管理職社員はパジュに発令され、生産職社員は組合員資格のないパジュ工場の非組合員としてや、生産職の下請け社員として行きました。機械設備が全くない中で雇用不安を感じた社員たちは辞表を出しました。

昨年7月の夏に工場に天幕を張って梅雨の長雨と蚊の大群に襲われながら徹夜籠城をした組合員たちはスト1年を現在までも100名に近い組合員がしっかりとストの隊列を維持しながら闘争しています。大部分既婚女性である組合員たちの粘り強い闘争にも解決意志を見せず、ヨンブングループとシクネテックスは動きを見せませんでした。それでヨンブングループ会長が直接出てきて問題を解決することを要求して、命をかけて5月20日に続いて5月29日から30日まで漢江鉄橋に2回も登りました。しかしヨンブングループの無労組政策の確固とした立場を確認する他はありませんでした。

我々組合員たちはあきらめることなく、再び6月10日64名の組合員が集団ハストに突入しました。お母さんの手をまだ沢山必要とする幼い子供たちを保育園に預けて、ワールドカップの華やかな祝祭の雰囲気顔に顔を背けながら、血涙を流さなければなりません。11日間のハストにもかかわらず邪悪なヨンブングループは動きを見せませんでした。死を覚悟して生存権を守ろうとした熱望は一瞬間崩れたが、我々は再び起きあがりました。

雇用安定、民主労組死守のためのシクネテックス労働者は新しい決意で闘争します！！

会社はいまだに組合員があきらめて脱落していくことだけを望みながら、ハスト籠城以降何回かの実務交渉でもどんな解決意志も見せていません。そして少し前スト参加の組合員に対する不当解雇の救済申請で、幹部は全員除外したまま組合員72名に対してだけ復職判決が出ました。無念な労働者を保護することが出来ない法と政府、も屈せずに闘うシクネテックス組合員を全て投げ捨てることは出来ないようです。このように我々は、民主労組死守、雇用安定戦取のための闘いを、まさに1年間涙を抑えがたく闘った組合員同志たちと、数百日の間献身的に連帯して下さった同志たちと共にこれからも続けて行くつもりです。会社を再建しようという純粋な労働者の犠牲を解雇で逆に返す亡徳が身にしみたヨンブン資本が、労働者の正当な闘争に手を上げるまで我々は闘いをやめません。

2002.7.24 全国金属労働組合ソウル支部韓国シクネテックス分会
(シクネテックス分会ホームページ資料室欄7月24日付け記事より)

【 速報1 】

民主労総は、8月27日臨時代議員大会を開き、新しい指導部が選出された。この日、第3期役員補欠選挙を行い、11名が立候補し、過半数の得票をした劉徳相(47) 李載雄(44) 金炯卓(40) 辛承鐵(38) 李香遠(41) 洪準杓(40)の各氏の6名が副委員長職の新しい役員に選出された。このうち劉徳相さんが委員長職務代行に、李載雄さんが事務総長職務代行に決定した。

【 速報2 】

長期スト中である病院労組に対して、警察兵力投入が差し迫ったことに対して、民主労総は、これを阻止するために8月31日から、江南聖母病院と慶熙医療院を中心に座り込みに入った。これは8月29日、政府が病院ストに対して警察力投入方針を明らかにしたことに対応してこのような方針を決めた。また6日には、単位労組代表者決意大会を開き、万一警察力投入した場合、対政府全面闘争に乗り出すこと、保健医療労組を中心に上京闘争、連帯ストなどを展開することなどを明らかにした。



解説と報道資料

経済特区の女性労働者の闘い

解説・翻訳 稲垣 豊

解 説

中国の南端に位置し、香港と境界を接する深セン（しんせん）は、中国の「改革・開放」政策を象徴する都市である。田園風景の広がるのどかな村が、20年を経て中国経済を牽引する代表的都市へと変化した。現在、人口400万人のうち、半数以上が他の地方からやってきたいわゆる出稼ぎ労働者である。国内外の企業からは「優秀で廉価な労働力」として考えられている深センの出稼ぎ労働者たちは、不安定な立場におかれている。労働者の団結権が確立しておらず、中国の農村経済の全般的な没落から来る買い手市場がほぼ恒常的に形成されていることなどが要因である。また中国全体の社会保障システムが構築されていないことも不安定要因である。現在、各地域ごとに年金保険、雇用保険、医療保険などが構築されつつあるが、圧倒的不利な力関係から、加入していないケースが多い。改革・開放の20年、労働者の権利は常に先送りにされてきた。深センは、経済特別区域と、特別区域外の宝安、龍崗地区に分けられる。進出企業は貪欲に利潤を求めて、賃金水準が上昇した特別区域内から、区域外の両区へと、そして深セン市を超えて、周辺地域にまで展開しつつある。

なお、今回の出典は、香港のNGOである女性ネットワークが深セン市南山区総工会との協力で深セン市内に開設している深セン市南山区女性労働者センターの機関誌「姉妹蜜語」である。同センターは、深セン市内に事務所を構え、主に出稼ぎの女性労働者を対象に、労働法や安全衛生に関するセミナーを開催したり、

労働者の権利に関するパンフレットを作成して配布したり、文化活動に取り組んだりしている。また週二回、専用のマイクロバスで市内を回り、移動図書館や活動案内を行っており、女性労働者たちの憩いの場を提供している。

女性ネットワーク (The Chinese Working Women Network) cwwn@hotmail.com

資 料

深センの最低賃金

深センの2002年度の最低賃金水準は、時給3.56元、月給になおすと595元（昨年比3.6%up）。特区外の宝安、龍崗地区では時給2.75元、月給になおすと450元（同4.5%up）となっている。中国国内で最高水準である。

中国における労働争議の仲裁

労働者と企業との間に労働争議が発生した場合、当事者の一方は企業内部に設けた労働争議調停委員会に調停を申請することができ、調停が不調に終わったか、あるいは当事者が調停を望まない場合は、地元の労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することもでき、当事者は仲裁機構の仲裁に不服である場合、人民法院に提訴することができる。

団結、堅持、勝利

楊 旋

彼女らの団結は、経営陣を追い詰め、彼女らの堅持は行政の労働部門の責任の回避を許さなかった。彼女らは半年間で合法的な権利を取り戻した。深センのとある工業区にあるエレクトロニクス工場は香港資本の企業で、おもにラジカセを生産している。労働者は千数百名で、女性が七割を占める。この工場は開業以来、労働者と雇用契約を結んだことはなく、社会保険に加入したこともなかった。労働者の賃金もきわめて低く、基本給は月3500円で、時間外手当は1時間2元、班長の給料も4000元である。そのほかには3000元の手当てがつく。毎日の勤務時間は一般的に9時間、急ぎの仕事があるときには11、12時間働くこともあるが、残業時間がどれほど長くなっても、労働者は多くて500～600元の賃金しかもらえない。それだけでなく、毎月工場側に15元の「労務費」を支払わなければならない。

労働者の宿舍の環境も悪く、宿舍の風通しは悪く、一室に20人が住んでおり、部屋の真ん中に細い通路があるだけで、ネズミがあちこちを走り回り、ひどい場合にはベットの上にもネズミがいる。労働者は何度も労働局に訴えの手紙を書いたが、労働局の査察の際に、工場側はあらかじめ一部の労働者を帰宅させ、タイムカードを隠し、労働局の査察をごまかしたことで、労働者の怒りを買ひ、ある労働者は我慢できず別な仕事を探すしかなかった。

2001年10月、仕事が減ったことにより、多くの労働者は出勤3日、休暇4日となり、仕事も手当てもなくなった。もともと賃金が少なかったことに加え、出勤日が減り、労働者は最低限の生活さえも保障されなくなり、多くの労働者が生活費を切り詰めるだけ切り詰め、転職するしか道のない労働者もいた(労働者の話によると、この工場の賃借期限が

迫っており、2002年には東莞—深センの北に位置する地区。新たな投資スポットになっている—本社に移転することから、〔移転に伴う解雇による〕労働者への補償を削減するために、このような方法を通じて労働者を自主退職に追い込んだ)。

経営者との交渉、協約書 への署名をかちとる

ついに耐えがたい状況の下で、班長が従業員宿舍で労働者を集め、朝8時に労働局へ訴えに行った。彼女らはあらかじめ告発書を書き、労働者の署名を集め、労働者代表を選出した。翌日には百数十名が労働局へ訴えに行った。労働局の職員は労働者の数が多いことから、影響力の拡大を恐れすぐに工場への査察を行った。その日の午後、工場は休暇でも毎日5元の食費補助を支給するという通達を行った。この時、労働者たちは賃金が深センの最低賃金の基準に達しておらず、雇用契約もなく、形を変えた天引き(労務費15元/月、水道料金4元/立方メートル、電気料金2元/ワットなど)が行われ、自分たちの権利が深刻に侵害されていたことを知った。労働者たちは憤激し、これ以上だまされないように、経営者との直談判を要求した。工場長と他の管理者は理事長を呼びにもどるしかなかった。労働局の調整のもとで、労働者と工場側が交渉を行い、数時間の激しいやり取りを通じ、労働者から出された問題について、双方の協議と合意を経て協約書にサインした。

雇用側の契約違反に対して 労働者が集団で仲裁を申請

労働者の団結は、経営側に大きな圧力を与えた。労働者の力を弱めさせるために、工場側は試用期間の終了を理由に、三十数名の試用期間内の労働者を解雇し、協約を守らなかった。労働者は経営者にだまされたと感じた。12月7日、労働者は再び労働局に訴えた。10日の午前中に、工場全体の800名

以上の労働者は小雨をのなか、労働者代表と経営側と労働局の交渉の結果を、傘をさして工場の入り口で待った。一日の交渉を経て、労働局の調整のもとで、工場側は「深セン経済特別区企業労働者基本年金保険条例」に基づいて、保険に加入することに同意した。2001年1月に改定された「深セン経済特別区企業労働者基本年金保険条例」第9条に基づいて、基本年金の保険料は、本人が賃金の5%を納め、企業は被保険者の賃金の8%の保険料を収める。同時に工場側は2001年9月からの賃金の補填を行い、残業時間が200～220時間のものには100元の時間外手当補填を、221時間以上のものには200元の補填を、一週間以内に実施しなければならないとした。

何人かの代表が協約書を掲げ労働者に見せたときに、すべての労働者が歓声をあげた。なぜなら彼女たちは、これほどの短時間で彼女たちが汗水たらして稼いだ賃金を取り戻し、労働法に定められた基準を実現できるとは考えてもいなかったからである。これは彼女たちがまったく想像だにしていなかったことであると同時に、労働者は自らの権利を保護することが可能であることを意識し始めた。12月20日、労働者は汗水たらして稼いだ賃金を手にすることはできたが、年金はいまだに加入手続きが行われていなかった。

12月26日、工場側は、国際的な影響により、受注が減少し、生産ラインを縮小しなければならないという通達を出した。会社は、依願退職者に対しては、入職半年以内のものには半月の賃金を補償し、入職半年以上一年以内のものには二ヶ月の賃金を補償する。会社が準備資金の計算を行いやすくするために、依願退職者は辞表を書いて会社の責任者からの指示を待たなければならない。今回の依願退職有効期間はその月の31日までとするものであった。労働者は春節（旧正月）を迎えることを考え、工場もすでに何もできる状態にはなく、すべての設備が搬出され、工場移転により補償金を受け取ることができなくなってしまうのではないかと心配したことから、次々に辞表を出した。

しかしある部門の人々は補償金を受け取ることができなかった。工場側も何人かの労働者代表を訪ね、もし依願退職するのであれば、雇用期間1年につき一ヶ月の補償金を出すことを持ちかけ、一部の労働者代表は辞職して補償金をもらう道を選んだ。このとき残った労働者の人数も多くなか、労働者は団結力を失い始めており、人心の乱れも見られ、一部の労働者代表も闘争の継続から離脱した。

結局、彼女らの堅持が 勝利を勝ち取った

2002年1月初め、工場側は生産停止を宣言し、すべての労働者に賃金を支払った後に立ち退きを迫った。労働者たちは（未加盟分の）年金保険料の補償を要求したが、工場側は労働者はすでに退職しており、補償金を支払ったことを理由に、労働者の要求を拒否した。労働者はあきらめずに仲裁を申請した。多数がすでに離職しており、最後には198人だけが仲裁闘争を堅持した。彼女たちは別に数名の代表を選出し、仲裁および代表者の生活費、電話連絡費を準備し、委任状にサインし、1月16日に区の仲裁局に提訴した。

2002年2月22日、仲裁局は労働者勝訴の判断を下した。しかし工場側は上告した。4月19日に裁判所は、工場側が198人の労働者に一人500元の年金保険料を支給するという和解案を提示した。労働者は和解案を受け入れ、判決の日から一年以内に裁判所に身分証明書を提示して年金保険料を受け取る。深センで、あるいはさらに多くの町では、このような例が数多く見られる。労働者は比較的大きなグループであるが、また社会的に弱いグループでもあるが、一致団結して闘いを堅持することで、合法的権利を勝ち取ることが難しいことではない。

（深セン市南山区女性労働者サービスセンター機関誌「姉妹蜜語」第15期2002年7月号より）

9 / 11 から一年

ブッシュ政権の反労働者攻撃

クリス・クタリク (レイバー・ノーツ)

昨年9月12日には既に「二度と9/11以前に戻ることはないであろう。」と言われていた。それから一年、労働者にとって多くの変化があったが、何も変わっていないこともある。しかし、一番の変化は今ではテロに対する戦争という口実があることである。ブッシュ政権と経営側の反労働者の政策を覆い隠すために国家の安全保障が持ち出されることが多くなった。

民間でも公営部門でも労使関係を組替えることは9/11のはるか前から計画されていたが、9/11以後の新秩序の核心的政策となっている。大量レイオフなどの経済的混乱や政府の政策の直接的影響により、労働者の職場と日常生活を変えるような力が働いていることを労働者は気づいている。

9/11から一年、その蓄積した影響と政府の反応を分析する。

直接的な影響

9/11の影響は直ちに現れた。既に構造的な弱さに蝕まれていた経済は急激に後退局面に入り、大量レイオフが相次いだ。9/11の攻撃の直接的な影響により航空・ホテル・観光などの産業の430の職場で25,637人が18週間以内にレイオフされた。

また歳入不足により多くの地域で公務員の賃金が凍結された。例えばマイアミでは教師や行政職公務員が賃金凍結に対して大規模な病休闘争を展開した。

世界貿易センターが倒壊するはるか以前から組合の譲歩を引き出そうとする動きは存在していた。しかし、航空会社などいくつかの会社ではその危機を利用して更に譲歩を迫ろうとしている。客室乗務員協会のジョシュア・フリーズはこう

語っている。「9/11の何ヶ月も前から会社は従業員団体に譲歩を迫ってきていた。忘れてはいけないのは、その理由は航空産業では80%が組織化されていて、多分アメリカで一番組織率が高い産業だからだということだ。」

このような9/11事件の間接的な影響以外にも、何千もの労働者がテロに対する戦争に関わる政府の政策により直接的な被害を被っている。市民権を持たない労働者が解雇され、17万人の連邦政府職員が国民監視システムに動員されるなど、その被害は既に出てきている。

国内治安

国土安全保障省を創設することは単に新しい官僚組織が増やすことだけではない。巨大官庁、国土安全保障省を創設するための35ページの法案の中には次のような68文字からなる第730節が隠されている。新しい国土安全保障省の従業員となる約17万人から団体交渉権と連邦施行規則タイトル5に規定された公務員保護を剥奪する権限を大統領に任意に与える内容である。その文章の中では「柔軟」で「現代的」で「業績と適応性に裏付けられた公務員雇用原理」が謳われている。

アメリカ政府従業員連盟(A F G E)のボビー・ハーネッジ委員長はこの法案を次のように表現している。「公務員の賃金、健康保険、退職金、前歴加算、解雇無効申し立ての権利、内部告発保護権、団結権、団交権を掘り崩す思想の婉曲表現に過ぎない。」

この新しい法案は、1000人近い法務省職員の団交権を奪う今年1月7日の大統領令に続くものである。

このような反労働者的な政策の本当の意図が表面に表れることもある。影響の大きな右翼シンクタンク、ヘリティッジ基金の副会長のマイケル・フランクは7月20日のヒューストン・クロニクル紙で次のように述べている。「この新しい官庁とテロに対する戦争は、選挙までの間の保守戦略である。」さらに続けて、「今後の議論の重要なテーマは、組合に対する経営側の権利を認めること、人種とジェンダーによる雇用枠の強制を許さないこと、賃金を規制する法律を適用させないことである。」としている。テキサス選出の共和党下院議員でこの法案を通すための特別委員会の委員長であるリチャード・アーミーと強いつながりをフランクは持っている。

国土安全保障省に統合される予定の連邦緊急時管理庁、沿海警備隊、国境警備隊を含む移民帰化局、連邦保護局などに働く労働者の内の5万人をA F G Eが組織している。A F G Eのジャッキー・シモンによれば、同労組はこの法案の最終文案から反労働者的な部分を削除するよう運動を展開している。

上院民主党は反労働者条項を削除しようと動いたが、議会は夏休みにはいり、法案の最終案はまだ決定していない。しかし、ブッシュ大統領は今後の議論により第730節が削除された場合は法案に対して拒否権を発動すると表明している。

合法的な移住労働者の解雇

航空交通保安法は米国市民権を持たない労働者が空港検査官になることを禁止している。この法律が11月19日に完全に施行されるようになると全国の空港検査官の四分の一に当たる6000人に上る市民権を持たない労働者が解雇されるかも知れない。

その大半は長い職務経験を持ち、永住権を持つ合法的な滞在者である。この解雇の不当性は言うまでもないが、市民権を仕事の条件とすることが、空港やその他の職場での仕事に波及することが懸念されている。

西海岸の空国検査官が一番ひどい被害を受けることになる。カルフォルニア州の主要な空国では検査官の8割が移住労働者でそのほとんどがフィ

リピン人である。検査官の多くを組織するサービス産業従業員組合(S E I U)は被害を受ける検査官を代表してアメリカ自由人権協会(A C L U)と共同で裁判に訴えている。サンフランシスコのベイエリアではフィリピン人と平和と正拒活動家を含む草の根キャンペーンがこの問題を取り上げている。

全国監視制度 T I P S

労働者の生活に直接的に影響を与える政策変更は経済分野に限らない。司法省は何百万人もの労働者を巨大な監視の網に組み込むテロ情報・抑止システム(T I P S)計画を発表した。連邦政府が最近立ち上げたボランティア団体、シチズン・コーによると、このT I P Sは「不審な事件を職務上知りえる立場にある労働者がその疑惑を報告できるようにする全国的な報告制度」である。

7月中旬には司法省と郵便・電気・ガス・水道・配達・船長・トラック運転手・車掌など国民とつながりの深い労働者を雇用する大企業の経営者との話し合いが開始された。T I P Sの究極の目的は100万人の労働者を潜在的な情報提供者として制度の中に取り込むことにある。

この計画に対する抵抗は既に市民的自由運動家や労働運動の一部から起こっている。7月24日にカルフォルニア州地方労働評議会はこの計画を強く非難する決議を採択し、その中で全労働者をスパイと情報提供者の組織に組み込もうとしたナチスドイツの試みとこのT I P Sを比較している。7月17日には全国郵便配達労働者協会はこの計画には協力しないことを宣言した。その直ぐ後に、全米電気ガス水道労働者組合(U W A)の代表は「組合員が情報提供者になることは好ましくない。」との見解を明らかにした。

草の根の労働者ではもっと強い批判を展開している人もいる。チームスター労組民主化同盟(T D U)の会員でU P Sのトラック運転手のブッチ・トレイラーはニューヨーク・タイムズの特集記事で次のように述べている。「疑わしいと誰が決めるのが問題だ。我々の自由を守るべき立場の人が猜疑心を抱くよになってしまうことが心配だ。郵便配達の人が正確に配達することより、その郵便がどこから来たものか詮索することに気を

取られるようになるのではないか。私のような仕事をしている者に監視することを要求する制度は毎日の仕事で地域に築いた信頼を脅かすことになる。」

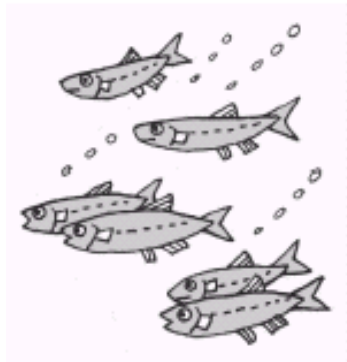
労働運動の全ての部分がTIPSに反対しているわけではない。トレーラーさんの所属するチームスター労組のジェームズ・ホッフア委員長はこの計画に賛成している。同労組のスポークスパーソン、ロップ・ブラックによると「ホッフア委員長はチームスター組合員はテロとの戦争の目となり耳となることができると述べている。」

TIPSへの反対の高まりにより当初の計画は既にいくらか後退させられている。8月9日に司法省は郵便と電気・ガス・水道労働者を制度から外すと発表した。

ストライキを抑える

ブッシュ政権は国内治安を理由として労働運動の中心、西海岸の港湾労働者の協約改定交渉に直接介入している。国際港湾倉庫労働者組合(ILWU)と経営側が交渉を始めた5月中旬には政府は既にタフト・ハートレー法によるストライキ差し止め命令による介入を準備し始めていた。

このようなタフト・ハートレー法の国家緊急事態条項を利用した介入は1978年の炭鉱ストライキに対してカーター大統領が試みて以来行われていない。皮肉なことに1978年の差し止め命令に一番強く反対したのはILWUであった。炭鉱を操業するために軍隊が使われるのならば西海岸全体で一日ストを打つと宣言したのである。



解 説

ここに訳出したのはアメリカの独立労働情報誌、レイバー・ノーツ誌の9月号の巻頭記事である。原題は「9/11から一年 依然として続く労働運動の低迷」である。 昨年の9/11以降の労働運動の状況、特にブッシュ政権の労働運動に対する攻勢をまとめた記事である。

作者のクリス・クタリクはレイバー・ノーツの編集者の一人。テキサス州オースティンにある合同交運労組ローカル1549の役員を経験。その後、独立労働ジャーナリズムに従事。今年7月からレイバー・ノーツのスタッフになったばかりである。

最後に出てくるタフト・ハートレー法は1947年に成立した労使関係法である。それまでの1935年成立のワグナー法を修正し、労働者の権利に様々な制限を設けた。ここに出てくる国家緊急事態条項もその一つ。第二次世界大戦中から戦後にかけて頻発したストライキを抑圧しようとしたものである。

国家の安全と国民の健康に影響を与えるようなストライキについては、その争議についての調査委員会を任命する権限が大統領に与えられる。調査委員会の報告書に基づいて司法長官は連邦地方裁判所に対して80日間のストライキ差し止め命令を求める権限が与えられる。

1978年の炭鉱ストライキに際してカーター大統領はこの条項を発動させようとしたが、裁判所は差し止め命令を認めることを拒否した。

(翻訳と解説 山崎 精一)

反グローバリゼーション運動のリーダー

ジョゼ・ボベさんが来日予定

秋本 陽子

10月下旬、フランス農民連盟代表のジョゼ・ボベさんがATTAC Japan（「市民のために金融取引への課税を求めるアソシエーション」）の招請で来日します。ジョゼ・ボベさんは1999年に建設中のマクドナルドの店を解体した（欧州が米国産のホルモン飼育牛肉の輸入を禁止したことに対する報復として、米国がフランス特産のロックフォールチーズに対して報復関税をかけたことに対する抗議として）ことで逮捕され、新自由主義的グローバリゼーションに反対する運動の象徴的存在となりました。

彼はフランス・ラルザックの牧羊農民ですが、「希望をグローバル化するために闘いをグローバル化しよう！」という彼の言葉に示されるように、ボベさんは新自由主義的グローバリゼーションに反対する世界中のあらゆる運動に駆けつけて、支援と連帯、そして闘いを呼びかけています。遺伝子組み換え作物に対する反対や、反WTOのデモなどで常に行動の先頭にたち、今年3月には、イスラエル軍によるラマラ侵攻に際して、パレスチナ自治政府の防衛のためにロックフォールチーズを持って駆けつけました。

日本でも市場主義、競争主義の名のもとに、リストラや首切りが吹き荒れ、地域においても農業切り捨て、地域経済の空洞化と危機が進行しています。またBSE（いわゆる狂牛病）の発生、遺伝子組み換え作物の輸入増加およびその種子の実用化など、食の安全性も危機に瀕しています。

ボベさんは日本のこうした新自由主義グ

ローバリゼーションの流れに対して闘いのヒントを提示してくれます。ボベさんに世界の運動の熱い息吹を語ってもらいましょう。

ボベさんは日本訪問の後、ニュージーランドに向かいます。APWSLの仲間たちがボベさんを迎え、ニュージーランドでも支援、連帯、闘いについて語ります。全国でボベさんを囲むシンポジウムや交流会が予定されています。ジョゼ・ボベさんを囲み、語り合い、ともに運動を作り出して、世界の反グローバリゼーション運動に合流していきましょう。

[日程]

10月22日（火）日本着 ~ 三里塚交流会
10月24日（木）仙台集会
10月26日（土）東京集会
10月27日（日）新潟集会
10月28日（月）関西集会
10月30日（水）福岡集会
10月31日（木）長崎集会
11月1日（金）次の訪問地ニュージーランドへ

[連絡先]

ATTAC Japan（アタック・ジャパン）
Tel:03-3813-6492 Fax:03-5684-5870（アタック宛）
URL:<http://www.jca.apc.org/attac-jp/>
e-mail:attac-jp@jca.apc.org

編集部より

編集作業が予定より遅れて9月半ばにずれ込み、この編集後記をちょうど9/11の一周年の日に書いている。昨年の日本委員会総会でこのリンクスの編集長を引き受け、最初の号の編集にあの衝撃的な事件が起きた。それから一年、4号目のリンクスができあがった。

毎号で9/11以降のアメリカ労働運動を取り上げてきたが、今回もレイパー・ノーツ誌の最新号の巻頭記事が間に合った。英語からの翻訳コーナーはアメリカ労働運動を紹介するコーナーではないので、そろそろアメリカ以外の国の記事を取り上げたいと思う。

総会に台湾から招待したチェン・ボエイさんは30代になったばかりで、若い台湾の労働運動を象徴するような人物。自作の労働歌を力強く歌う。1月のバンコク総会での活躍ぶりを見て、新しいリーダーの登場を感じた。

7月の日本委員会総会で新たに共同調整委員になった稲垣さんも同年代。北京語に堪能なので、チェンさんとのコミュニケーションにも好都合である。国内で、海外での今後の活躍を期待したい。

ところが、稲垣さんは8月から新しい仕事につき、9月から中国に渡ってしまった。彼を中心に活動を始めようとした関東のメンバーにとっては大きな損失である。3ヶ月の間なので、前任者の渡邊さんを中心にして穴を埋めたい。

慣れない仕事で大変とは思いますが、中国での滞在をぜひ活かしてもらいたい。中国社会は大変動の最中であり、アジアの労働運動の将来はそこでの動向抜きに語れなくなることは明らかである。APWSLのネットワークが中国本土をカバーするきっかけとなることを期待する。

この号にはこれまでで最高の10人から原稿が寄せられている。ご協力に感謝する。この暑かった夏の間多くの会員が海外に出ている。APWSL日本委員会としての取り組みはなかったが、何らかの形で協力したり、個人として関わっている。その中からバンコクで開催された二つの会議と、フィリピンへの連帯ツアーの報告が寄せられている。

今年は総会后2ヶ月で最初の号を出すことができたので、何とか季刊を守れると思う。原稿さえあれば出せるので、会員の皆さんの参加をお願いする。このリンクスを提案、質問、報告、交流の場として利用してもらいたい。メーリングで締め切りなどの情報を流しますが、いつでも結構なので原稿など送ってもらいたい。

リンクス

No. 33 2002年9月発行

アジア太平洋労働者連帯会議（APWSL）日本委員会 機関誌（季刊）

発行所 東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル 協同センター労働情報 気付
電話 03-3837-2542 FAX 03-3837-2544

関西連絡所 大阪市北区天満2-1-17 金屋町ビル ゼネラルユニオン気付
電話 06-6352-2472

Eメール apwsljp@jca.apc.org URL <http://www.jca.apc.org/apwsljp/>

郵便振替 00180-3-137822

編集長 山崎精一 編集委員 高幣真公 榊原 裕美 渡辺 弘 印刷 中原 逸雄

定 価 400円